

四日市市告示第41号

四日市市工事執行規則及び四日市市工事執行規程の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年2月3日

四日市市長 森 智 広

四日市市工事執行規則及び四日市市工事執行規程の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱の一部を改正する要綱

四日市市工事執行規則及び四日市市工事執行規程の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱（平成23年四日市市告示第107号）の一部を次のように改正する。

第5号様式、第7号様式から第10号様式までを次のように改める。

工事請負契約書〔第5号様式〕の条文の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分払)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 から5まで (略)</p> <p>6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p style="padding-left: 40px;">部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × $\frac{9}{10} - \frac{(\text{前払金額} + \text{中間前払金額})}{\text{請負代金額}}$</p> <p>7 (略)</p>	<p>(部分払)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 から5まで (略)</p> <p>6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p style="padding-left: 40px;">部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × $\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額} + \text{中間前払金額}}{\text{請負代金額}}$</p> <p>7 (略)</p>
<p>(部分引渡し)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条</p>	<p>(部分引渡し)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条</p>

第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × $\{1 - \frac{\text{前払金額} + \text{中間前払金額}}{\text{請負代金額}}\}$

(発注者の解除権)

第47条 (略)

2 削除

3 削除

(契約が解除された場合等の違約金)

第47条の2 次の各号のいずれか

第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × $\frac{\text{前払金額} + \text{中間前払金額}}{\text{請負代金額}}$

(発注者の解除権)

第47条 (略)

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

に該当する場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合（前条第 6 号の規

定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第48条から第50条まで (略)

(解除に伴う措置)

第51条 (略)

2 (略)

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相当する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第47条の2第2項又は第49条の規定によるときにあつては、その余剰額に前

(解除に伴う措置)

第51条 (略)

2 (略)

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相当する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条又は49条の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の

払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 48 条又は前条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

6 及び 7 (略)

8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 47 条又は第 47 条の 2 第 2 項の規定によるときは発注者が定め、第 48 条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

支払いの日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 48 条又は前条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

6 及び 7 (略)

8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 47 条の規定によるときは発注者が定め、第 48 条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

工事請負契約書（単価契約用）〔第7号様式〕の条文の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(発注者の解除権)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p><u>2 削除</u></p> <p><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u></p> <p><u>第 29 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合</u></p> <p><u>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号</u></p>	<p>(発注者の解除権)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p>

に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

第 30 条から第 32 条 （略）

（解除に伴う措置）

第 33 条 （略）

2 から 6 まで （略）

7 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 29 条又は第 29 条の 2 第 2 項の規定によるときは発注者が定め、第 30 条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及

第 30 条から第 32 条 （略）

（解除に伴う措置）

第 33 条 （略）

2 から 6 まで （略）

7 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 29 条の規定によるときは発注者が定め、第 30 条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受

<p>び第 6 項に規定する受注者のと るべき措置の期限、方法等につい ては、発注者が受注者の意見を聴 いて定めるものとする。</p>	<p>注者のとるべき措置の期限、方法 等については、発注者が受注者の 意見を聴いて定めるものとする。</p>
---	--

委託契約書〔第8号様式〕の条文の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(発注者の解除権)</p> <p>第43条 (略)</p> <p><u>2 削除</u></p> <p><u>3 削除</u></p> <p><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u></p> <p><u>第43条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合</u></p> <p><u>(2) 受託者がその債務の履行を</u></p>	<p>(発注者の解除権)</p> <p>第43条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</u></p>

拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合（前条第 6 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

第 44 条から第 47 条 (略)

(解除に伴う措置)

第 48 条 この契約が解除された場合において、第 34 条 (第 37 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による前払金があったときは、受託者は、第 43 条、第 43 条の 2 第 2 項又は第 45 条の規定による解除にあっては、当該前払金の額 (第 37 条第 1 項又は第 2 項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額) に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 44 条又は第 46 条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 34 条 (第 37 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金 (第 3

第 44 条から第 47 条 (略)

(解除に伴う措置)

第 48 条 この契約が解除された場合において、第 34 条 (第 37 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による前払金があったときは、受託者は、第 43 条又は第 45 条の規定による解除にあっては、当該前払金の額 (第 37 条第 1 項又は第 2 項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額) に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 44 条又は第 46 条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 34 条 (第 37 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金 (第 3

7 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第 43 条、第 43 条の 2 第 2 項又は第 45 条の規定による解除にあつては、当該余剰金に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 44 条又は第 46 条の規定による解除にあつては、当該余剰金を発注者に返還しなければならない。

3 及び 4 (略)

5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受託者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第 43 条、第 43 条の 2 第 2 項又は第 45 条に

7 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第 43 条又は第 45 条の規定による解除にあつては、当該余剰金に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 44 条又は第 46 条の規定による解除にあつては、当該余剰金を発注者に返還しなければならない。

3 及び 4 (略)

5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受託者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第 43 条又は第 45 条によるときは受託者

よるときは受託者が負担し、第 44 条又は第 46 条によるときは発注者が負担する。

(2) (略)

6 (略)

7 第 3 項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 43 条、第 43 条の 2 第 2 項又は第 45 条によるときは発注者が定め、第 44 条又は第 46 条の規定によるときは受託者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

が負担し、第 44 条又は第 46 条によるときは発注者が負担する。

(2) (略)

6 (略)

7 第 3 項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 43 条又は第 45 条によるときは発注者が定め、第 44 条又は第 46 条の規定によるときは受託者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

委託契約書（単価契約用）〔第9号様式〕の条文の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(発注者の解除権)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p><u>2 削除</u></p> <p><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u></p> <p><u>第 29 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合</u></p> <p><u>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号</u></p>	<p>(発注者の解除権)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p>

に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

第 30 条から第 32 条 （略）

（解除に伴う措置）

第 33 条 （略）

2 から 6 まで （略）

7 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 29 条又は第 29 条の 2 第 2 項の規定によるときは発注者が定め、第 30 条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及

第 30 条から第 32 条 （略）

（解除に伴う措置）

第 33 条 （略）

2 から 6 まで （略）

7 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 29 条の規定によるときは発注者が定め、第 30 条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受

<p>び第 6 項に規定する受注者のと るべき措置の期限、方法等につい ては、発注者が受注者の意見を聴 いて定めるものとする。</p>	<p>注者のとるべき措置の期限、方法 等については、発注者が受注者の 意見を聴いて定めるものとする。</p>
---	--

委託契約書（業務委託契約用）〔第 10 号様式〕の条文の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="236 389 513 423">(発注者の解除権)</p> <p data-bbox="185 450 427 483">第 27 条 (略)</p> <p data-bbox="185 510 325 544"><u>2 削除</u></p> <p data-bbox="185 871 325 904"><u>3 削除</u></p> <p data-bbox="236 1352 743 1447"><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u></p> <p data-bbox="185 1473 743 1809">第 27 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p data-bbox="236 1836 743 1930">(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合</p> <p data-bbox="236 1957 743 2051">(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰</p>	<p data-bbox="858 389 1136 423">(発注者の解除権)</p> <p data-bbox="807 450 1050 483">第 27 条 (略)</p> <p data-bbox="807 510 1366 846"><u>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p data-bbox="807 873 1366 1326"><u>3 第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定により、この契約が解除された場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</u></p>

すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 15 4 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 22 5 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合（前条第 6 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(総務部調達契約課)